

火災統計の活用について

次郎丸 誠 男

(自治省消防庁審議官)

本年4月に「火災報告取扱要領」の改正が行われ、来年1月から新方式に基づく火災統計が実施されることになる。火災統計は、消防行政を進めるにあたって貴重なデータであり、ただ単に統計を取るだけでは意味がなく、このデータをいかに活かすかということであろう。例えば、昭和50年代風呂釜による火災事故が全国的に多く発生し、当該事故を調査分析したところ風呂の空だきに起因していることが判明し、その対策についても技術的な検討の結果、風呂釜に空だき防止装置を付けることが有効であるとの結論に達し、火災予防条例(準則)を改正した結果、10年後の火災統計では3分の1に減少した。このように火災事故の内容をつぶさに調査、分析し、どのようにすれば同類の火災事故の発生を防止することができるか、どのような対策を講ずれば火災事故を減らすことができるかといったことを期待することができる。この場合にいくつかの問題点があるように思う。

まず第1は、火災事故のデータ数のことで、1の消防機関のエリアだけではデータ数も少なく、当該事故の調査分析が行われたとしても、その対策を適切に行うことが可能であるかどうか、類似の火災事故が他の消防機関でも発生しているのかどうか、全国的にみて多く発生している事例なのかまたは特異な火災事例なのか判断できないことなどの問題である。この点については、今回の火災報告取扱要領が改正されたことを契機に、(財)消防科学総合センターに火災統計を委託するのみならず、火災事故の分析についても委託することにより、類似の消防機関との比較、分析の結果の対応などが有効に行えることが期待できるであろうし、また、消防科学総合センターも火災統計を全国的に手掛けている機関として、都道府県や市町村からの依頼に応じて迅速に分析の結果などについて対応できれば、消防行政への対応が有効に行えることで解決できると思う。

第2は、火災調査の知識、技術の問題である。最近の科学技術の進展、生活様式の変化などに起因する火災の発生等もあって火災原因の不明率も高くなっている現状にある。火災の原因等の調査については、消防法第31条にも規定されているように消防長等に火災の原因等の調査をすることが義務つけられている。ここでは火災原因調査について述べることは避けるが、原因調査をしっかりと行うには、知識、技術、調査機器などが必要であり、消防庁としても火災原因の究明率向上等のため、「火災原因調査検討委員会」を設置し、各方面にわたり検討がなされているところである。この火災原因調査がより向上されることに伴い、火災統計の中でも活かされるとともに消防行政にも大きく寄与することが期待できるのである。

まだまだ種々の問題点もあるが、貴重な火災事故データをいかに活用できるかによって、効果的な消防行政を推進することができるものと期待される。